

第 9 4 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 7 年 3 月 2 4 日（月） 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 0 分
開催場所 姫路市役所 本館 1 0 階 第 3 会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	後 藤 明 彦	出席		
2	小 林 隆	出席		
3	森 下 光 春	出席		
4	大 西 正 紀	出席		
5	岡 本 富 博	出席	○	
6	船 引 政 則	出席	○	
7	嘉ノ海 敏 明	出席		
8	青 田 俊 則	出席		
9	沼 田 静 雄	出席		
10	嶋 田 秀 文	出席		
11	飯 塚 祐 樹	出席		
12	竹 内 己 良	出席		
13	橋 本 静 枝	出席		
14	小 林 弘 行	出席		
15	吉 田 勝 博	出席		
16	竹 内 光 明	欠席		
17	福 永 信 幸	出席		会長職務代理者
18	青 田 誠	出席		会長職務代理者
19	田 磨 仁 志	出席		会長

その他の出席者 0 名

農業委員会事務局職員 4 名

議事内容

議案第 1 号	農地確認及び非農地確認について
議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 5 号	畑地転換届について
議案第 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項及び第 4 項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第 7 号	相続税等納税猶予適格者証明について
議案第 8 号	非農地判断の実施について
議案第 9 号	「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項について
報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第 2 号	農地法第 4 条の規定による届出の専決について
報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による届出の専決について
報告第 4 号	合意による解約等の通知について
報告第 5 号	県許可案件の許可状況について
報告第 6 号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和 7 年 3 月 24 日 午後 1 時 30 分)

議 長

定刻となりましたので、只今から、第 94 回総会を開催致します。

【 議 長 挨 拶 】

現在の出席者数は、農業委員 19 名中 18 名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。

なお、竹内光明委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を岡本富博委員と船引政則委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしく願います。

議案第 1 号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第 1 号（P 1～P 2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。

非農地確認の 1 番の案件でございますが、申請者の氏名に誤りがあり、□□□□□□□□修正をお願いいたします。

この度は、農地確認の申請が 2 件、非農地確認の申請が 5 件提出されております。

す。
まず、農地確認です。
1 番です。
夢前町山之内の田、畑 6 筆□□□□□□につきて、「□□□□□□□□□□ 5 条許可を受けたが、計画が変更となり、引き続き農地として利用している」との申請です。同時に転用の取消願が提出されています。申請は転用事業者からなされていますが、所有権の移転は行われていないことを確認しております。現況は「畑」となっております。
2 番です。
四郷町東阿保の田□□□□につきて、「□□□□□□□□□□ 5 条受理を受けたが、計画が変更になり、引き続き農地として利用している」との申請です。同時に転用の取消願が提出されています。現況は「田」となっております。
どちらの案件も、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
次に、非農地確認です。
1 番です。
的形町的形の畑□□□□につきて、「平成 1 1 年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。
2 番です。
安富町三森の田、畑 2 筆□□□□□□につきて、「平成 1 6 年以前より原野となっている」との申請です。
3 番です。
夢前町前之庄の畑□□□につきて、「昭和 6 3 年頃より住宅敷地となっている」との申請です。
4 番です。
飾東町豊国の畑□□□□□につきて、「平成 1 6 年以前より住宅敷地の一部として利用している」との申請です。
5 番です。
別所町北宿の畑□□□につきて、「2 0 年以上前から農業用倉庫敷地として利用している」との申請です。
現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。
各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	〔農地法第 3 条の規定による許可申請について〕 議案第 2 号（P 3～P 8）を説明する。

15番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。

参考資料もあわせてご覧ください。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、8番が約16km、9番から12番が約16.2kmである外は、いずれも15km以内となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1 番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北西部地区農政協議会では「面積が小さく、畑作であるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

2番です。

なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「地元農区の依頼でもあり、営農実績があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」との意見となっております。

3番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

3番です。

北今宿三丁目の田□□□□につきまして、北今宿三丁目の□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

4番です。

勝原区下太田の畑 2 筆□□□□□□□につきまして、勝原区下太田の□□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「蔬菜」となっております。

5番です。

夢前町菅生潤の田、畑2筆□□□□□につきまして、刀出の□□□□□が、□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

6 番です。

書写の田□□□□につきて、書写の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

7 番です。

飾西の田 2 筆□□□□□□□につきて、西脇の□□□□□□□が、□□□□□□から「交換したい」との所有権移転の申請です。交換する土地については、5 条転用許可申請が今月提出されております。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

8 番です。

林田町奥佐見の田、畑 8 筆□□□□□□□につきて、宮上町 1 丁目の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻、露地野菜」となっております。

9 番から 12 番です。

辻井 1 丁目の□□□□□□□が、林田町山田の田、畑 15 筆□□□□□□□及び林田町中山下の田□□□□□□□につきて、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。なお、一部の農地の現況が耕作放棄地となっておりますが、申請地取得後、畑作に適する状態に施し、畑作利用を行う旨の営農計画書が添付されております。作付作物は「水稻、エゴマ、ウコン、ジャガイモ、ナンキン」となっております。

13 番です。

船津町の田□□□□につきて、船津町の□□□□□□が、□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

14 番です。

船津町の田 3 筆□□□□□□□につきて、北原の□□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻、露地野菜」となっております。

16 番です。

香寺町行重の田 2 筆□□□□□□□につきて、香寺町行重の□□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

17 番です。

飾東町庄の田□□□□□□□につきて、飾東町庄の□□□□□□□が、□□□□□□□から「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

18 番です。

飾東町塩崎の畑□□□□につきて、別所町佐土一丁目の□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

19 番です。

飾東町塩崎の田、畑 5 筆□□□□□□□□□につきて、大善町の□□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稻、露地野菜」となっております。

20 番です。

	飾東町豊国の畑□□□□につきまして、飾東町豊国の□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。 21番です。 花田町小川の田□□□□□□につきまして、花田町小川の□□□□□と□□□□□□□□との間で持分の所有権移転の申請です。共有となっている農地を単独所有に整理するものとなっており、耕作面積に変動はありません。作付作物は「水稻」となっております。 22番です。 別所町北宿の畑□□□□につきまして、別所町北宿の□□□□□□が、□□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□になる予定です。作付作物は「レモン」となっております。 いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	有難うございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。
委 員	9番の案件について、耕作面積がさらに拡大したことで労働力が十分なのかを疑問視する声がありました、どうなりましたか。
事 務 局	その点につきましては、申請人からは、収穫時期には妻とその父などに手伝ってもらい、収穫時期以外は農業機械で十分賄えることができるとのことです。今回の申請農地には、相続したが管理に困っている農地が含まれますが、この農地を引き受けることについて、地元農区長から、感謝しているとの評価があります。なお、地区委員と一緒に、以前に畑地転換された農地を見て回りましたが、いずれも畑として適正に造成がなされており、問題はないとの意見をいただいています。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ない様ですね。 新規農家の聞き取り調査についてですが、事務局からの説明もありましたが地区協議会の意見では、1番と2番のどちらも必要なし、との意見でしたが、こちらについてなにかご意見等ありますでしょうか。
各 委 員	・・・。
議 長	特にない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。 また、新規農家の聞き取り調査については、1番と2番のどちらも省略とすることに決定します。 それでは続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び

	「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第3号（P7）を説明する。 〔農地法第4条の規定による許可申請について〕 説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。 1番の案件でございますが、申請者から取下げがありましたので、削除をお願いいたします。 〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕 続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として2件提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 1番です。 船津町の田2筆の一部□□□□につきて、「露天農作業場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農作業場」となっております。 2番です。 飾東町塩崎の田の一部□□□□□につきて、「露天農作業場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農作業場」となっております。 どちらの案件も、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議をお願いいたします。
議長	有難うございました。 事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各委員	・・・。
議長	ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議長	「異議なし」の声を得ましたので、則29条につきて承認と致します。 それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号（P8～P10）を説明する。 〔農地法第5条の規定による許可申請について〕 農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、6件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 1番から3番が調整区域の案件、4番以降が都市計画区域外の案件となっております。「代替地の有無」につきてはいずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。 それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。 1番です。 飾西の田3筆□□□□□□□につきて、□□□□□□□□□□□□□□

[illegible]

議 長	はい、報告、ありがとうございました。 事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。
各 委 員	(全員挙手)
議 長	全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。 次に、議案第５号「畑地転換届」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第５号（Ｐ１１）を説明する。 〔畑地転換届について〕 畑地転換届について、この度は、２件の届出が出ております。 １番です。 網干区坂出の田の一部□□□□□□□につきまして、「周辺が宅地化し、水稻耕作が困難となったため」との届出です。 ２番です。 飾磨区英賀春日町一丁目の田□□□□□につきまして、「埋め立てて畑として利用したい」との届出です。 どちらの案件も、各担当委員から「農地として適正に造成されると判断される」との意見を頂いております。中南部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に、議案第６号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項及び第４項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案第６号（Ｐ１１～Ｐ４６）を説明する。 〔農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項及び第４項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について〕 農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、農地中間管理機構である公

益社団法人ひょうご農林機構から、農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するにあたり、農業委員会の意見を求められているものでございます。

お配りしております参考資料（中間管理）も併せてご覧ください。

農用地利用集積等促進計画である１１ページから４６ページの案件につきまして、次の点をご確認のうえ、ご協議をお願いいたします。

- ・耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること。
- ・耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

農業委員会としましては、農地法３条の許可基準を準用して、意見についてのご審議をいただきますようお願いいたします。

この度の権利設定は、総計として、再設定が「４件、１，３６１筆、１，６５８，０１４㎡」の計画となっており、県が７月１日付で公告を行います。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加することができない」こととされております。④番が□□□□関係の案件となっておりますので、まず、それ以外の案件についてご審議をお願いいたします。別紙参考資料をご覧ください。

①番から③番について、使用貸借の再設定が「３件、３２２筆、４２６，６７９㎡」の計画となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。

以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

〔□□□□関係の案件〕

議 長

それでは、□□□□、ご退室をお願いします。

【□□□□ 退室】

事 務 局

それでは、④番についてご説明いたします。

この度は、使用貸借の再設定の設定が「１件、１，０３９筆、１，２３１，３３５㎡」の計画となっております。北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、決定することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長	「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。 【□□□□ 入室】
議 長	□□□□の案件は決定となりましたので報告します。 次に、議案第 7 号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 7 号（P 4 7）を説明する。 〔相続税等納税猶予適格者証明について〕 今月は、証明願が 1 件出ております。 説明をします。 兼田の□□□□□□が所有されていましたが農地 1 0 筆のうち、7 筆を同居の子であります□□□□□□が相続するというものです。農地の利用状況は、稲作、畑作、果樹栽培をされています。 なお、中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。 適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。
議 長	只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に、議案第 8 号「非農地判断の実施」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第 8 号（P 4 8）を説明する。 〔非農地判断の実施について〕 非農地判断の実施について、ご説明いたします。 農地法 3 0 条に基づく利用状況調査を行った結果、農地として回復することが困難であると判断した農地につきましては、所有者の申請を待たず非農地判断することとされています。 これは本来、農業委員会だけの判断でできるものですが、姫路市農業委員会では平成 3 0 年 3 月の総会におきまして、お手元にお配りしています再生困難な遊休農地の処理の基準を定め、農区にも実施の可否を確認するよう定めていたところですが、非農地判断をすることで、以降解消指導ができなくなること、農区が把握する農地と乖離が生じること、所有者も固定資産税が大幅にかわるなど影響が大きいこと、などから、慎重に取り扱うこととしてまいりました。 これまでは、非農地判断をすることが、先ほど申し上げた理由で地域にとって支障が生じる可能性などの点から非農地判断を実施していませんでしたが、この度、上程しました農地につきまして、事務局が利用状況調査した農地を地区担当委員にもご確認していただいた結果、回復の見込みなく、非農地判断にならざるを得ないのではないかとのご意見もありまして、今回の非農地判断の

実施を行うものであります。

案件について説明いたします。お手もとの非農地判断農地の資料もあわせてご覧ください。

夢前町玉田の□□□□が所有する夢前町置本□□□□ほか5筆の農地につきましては、一体の農地となっています。一部は携帯中継基地局として平成13年に転用手続きがなされている他は笹、雑木が生えているなど原野化しています。現在は隣接している土地で道路工事を実施している都合上、機械を搬入する範囲内にある大きな雑木は伐採されていますが、伐根まではされておらず農地に復元するための物理的な条件が著しく困難であります。また、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が実施される見込みもないため、農地として復元しても継続しての利用が見込めません。そのため再生利用が困難な農地であると判断せざるを得ないため、農業委員会で非農地判断を実施したいと考えています。

なお、担当委員、地区の農区長から非農地判断することについてやむを得ないとのご意見をいただいています。

非農地判断後は、資産税課など関係機関にその旨を通知し、農地以外の取り扱いを行うように求めることとなりますし、法務局で登記を現況にあったものに変更するよう協議する予定となっております。

説明は以上です。農業委員会として非農地判断を実施することの可否についてご協議願います。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議 長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第9号「「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第9号（P48）を説明する。

〔「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項について〕

ご説明いたします。

お手元の「令和8年度兵庫県農業・農村に関する意見」をご覧ください。

兵庫県農業会議が、兵庫県に対して提出する兵庫県農業・農村施策に関する意見を策定するにあたり、農業委員会等関係機関に対して意見・要望を提出してもらいたいとの要請を受け2月に募集させていただきました意見・提案を取りまとめたものになります。

委員の皆様より募集させていただきましたところ、資料記載の7件の意見等が提出されました。意見書には背景や課題も書いていただいているのですが、このうち、関係機関に事実関係を確認する必要があるものについては、事務局で確認し必要な修正を施した上で、提出したいと考えています。

説明は以上です。

7項目の提案をすることの可否についてご審議願います。

議 長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各 委 員

・・・。

議長	それでは、承認することよろしいでしょうか。
----	-----------------------

各 委 員	異議なし。
-------	-------

議 長	「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。 次に、報告事項に入ります。 報告第1号について、事務局から説明をお願いします。
-----	---

事 務 局	報告第1号（P49）を説明する。 〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕
-------	--

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、2月にご審議いただきました新規農家1件の聞き取り調査を、3月5日に実施していただきました。

当日は、本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。

議長 報告ありがとうございます。
 それでは、聞き取り調査メンバーの委員から発表をお願いします。

[illegible]

議 長	報告ありがとうございました。 なにか、ご意見ご質問等ありますか。
-----	-------------------------------------

各委員	・ ・ ・。
-----	--------

議 長	特にないようですね。 次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。
-----	---

事 務 局	報告第2号（P49～P50）を説明する。 〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕
-------	---

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、2月7日から3月6日の間に受け付けたもの、9件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各委員	・ ・ ・。
-----	--------

議	長	特にないようですので、確認いたします。 次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。
---	---	--

事 務 局	報告第3号（P 5 1～P 5 8）を説明する。 〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕 市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、2月7日から3月6日の間に受け付けたもの42件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。
議 長	有り難うございます。何かご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、確認とすることをお願いします。 次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第4号（P 5 9～P 6 5）を説明する。 〔合意による解約等の通知について〕 合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が13件、使用貸借契約の解約の通知が6件ございました。このうち、利用権に該当するものは3件、中間管理事業に該当するものは2件です。 賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、離作料金の支払いが1件のほかは、いずれも「無償」となっております。 続きまして、使用貸借期間満了による耕作権の消滅について、今年度は28件を処理することとしております。この使用貸借期間満了による耕作権の消滅につきましては、無償での貸し借りである使用貸借について、平成29年改正の民法が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、当事者が期間を定めた使用貸借はその期間が満了すれば終了し、農地は返還されるものと整理されました。これにより、令和2年4月1日以降に農地法第3条の許可を得て使用貸借で貸し付けている農地は、期間満了により耕作権が消滅したものとして所有者の台帳へ登載することとしています。なお、この手続きについては、使用貸借の3条許可書の交付時に、申請人に周知を行っています。 以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。確認をお願いします。 次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第5号（P 6 6～P 6 7）を説明する。 〔県許可案件の許可状況について〕 県許可案件の許可状況について、3月において8件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
議 長	報告、有り難うございます。確認をお願いします。 次に報告第6号について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第6号（P 6 7）を説明する。 〔県農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕

	2月の会長決裁分について報告します。 案件は1件です。認定の継続申請です。 □□□□□（豚舎であり、農地ではない）で養豚をされている□□□□□□につきまして、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていますが、一方で、平成22年に初めて提出された計画以来いくつか達成されていない項目があることから、その旨の意見を附した上で、認定農業者として「おおむね適切である」と農業委員会から市長へ回答していました。 このことに対し、令和7年2月26日付けで継続認定したと市長から農業委員会へ通知がありましたので、ご報告いたします。 報告は以上です。
議 長	有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。
委 員	計画を見ると、飼育頭数が変わっていないのに、収入が大幅に上がるという内容になっているが、そのようなことが実際に可能なのか。「適切である」と言えるのか疑念がある。
事 務 局	5年前の所得は、今回の目標程度の収入は確保できていたと聞いています。そこから収入が急減した理由は飼料価格の高騰と分析されており、対策として食料残渣を活用していく、とのこと です。
委 員	目標としている収入額は認定農業者として目指すべき金額で、これを目指さないと認定農業者になれないという事情がある。営農を続けていくには認定農業者にならないと色々と不利だと思われる。
事 務 局	以前の計画では未達成の内容も多いので、それがきちんと達成できるよう、農政総務課を通じて改良普及センターに申し入れをするなどの対応を考えたいと思います。
議 長	ほかに、なにかございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですね。確認をお願いします。 以上で、本日の議題は、すべて終了しました。 全体を通して、何かございますか。
各 委 員	・・・。
議 長	ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。 （午後2時40分 終了）

議事録署名委員

(議長)

田 靡 仁 志

(署名委員)

岡 本 富 博

(署名委員)

船 引 政 則
